佪

- (2) 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準 用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画(指定障害福 祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規 定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。が作成されていない場合 100分の95
- (3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。 以下この第16において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90
- (4) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の87
- 6 利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受け ている間は、共同生活援助サービス費は、算定しない。

#### 2 自立生活支援加算

14単位

- 注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活 援助事業所が、単身生活等が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた 共同生活援助計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該指 定共同生活援助計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加 算する。
- (1) 共同生活援助計画の対象となる期間の初日が属する年度の前年度及び前々年度において、 当該指定共同生活援助事業所を退去し、単身生活等へ移行した利用者((2)において「単身生 活等移行者」という。の数が、当該指定共同生活援助事業所の利用定員の数の100分の50以 上であること。
- (2) 単身生活等移行者のうち、単身生活等を6月以上継続した者又は継続している者の数が、 単身生活等移行者の数の100分の50以上であること。
- 3 入院時支援特別加算
- イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。口及び注において同じ。)の日数の 合計が3日以上7日未満の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合

1.122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定共同生活 援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。への入院を要した場合に、指定 障害福祉サービス基準第208条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のう ちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は 診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の 支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数 を算定する。

## 4 帰宅時支援加算

- イ 当該月における家族等の居宅における外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。口及び注に 187単位 おいて同じ。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合
- 374単位 ロ 当該月における家族等の居宅における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合 注 利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅において外泊した場合に、1月に1回を 限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。
- 5 小規模事業加算
- イ 平成18年10月1日から平成20年3月31日までの間
- (1) 入居定員が4人の場合

37単位

(2) 入居定員が5人の場合

14単位

- ロ 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間
- (1) 入居定員が4人の場合

(2) 入居定員が5人の場合

注 平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所において引き続き行う指 定共同生活援助の事業に係る指定共同生活援助事業所の入居定員(当該指定共同生活援助事 業所が複数の共同生活住居を有する場合であって、専任の世話人が置かれている共同生活住 居については、当該共同生活住居の入居定員(一の世話人が入居者の日常生活上の支援を行 う上で支障がないと認められる範囲に当該共同生活住居が複数ある場合については、平成20 年4月1日以降は、当該複数の共同生活住居の入居定員の合計とする。)とする。)が4人又は 5人であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同 生活援助を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

## ○厚生労働省告示第五百二十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第二頃の規定に基づき、障害者自立 支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平式十八年十 月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

璋害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十二条第二頃の規定 に基づき、指定相談支援(法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下司じ。ごを要す る費用の額は、別表サービス利用計画作成費単位数表により算定する単位数に引に享生労働大臣が 定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。
- |一 前号の規定により指定相談交援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の **湍数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。**

# 別表

サービス利用計画作成費単位数表

1 サービス利用計画作成費(I)

850単位

2 サービス利用計画作成費(II)

1.000単位

- 注 1 サービス利用計画作成費(I)は、指定相談支援事業者(法第32条第1項に規定する指定相談支 援事業者をいう。以下同じ。が、計画作成対象障害者等(同項に規定する計画作成対象障害者 等をいう。以下同じ。)に対して指定相談支援を行った場合(注2に定める場合を除く。)に、1 月につき所定単位数を算定する。
  - 2 サービス利用計画作成費(III)は、指定相談支援事業者が、計画作成対象障害者等に対して指定 相談支援を行った場合(利用者負担額合計額(障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号。以下「指定基準」という。)第 13条に規定する利用者負担額合計額をいう。以下同じ。の管理を行った場合に限る。に、1月 につき所定単位数を算定する。
  - 3 指定相談支援事業者が、指定基準第15条第7号、第9号から第11号まで(これらの規定を同 条第15号において準用する場合を含む。) 第13号及び第14号に定める基準を満たさないで指定 相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。ただし、利用者負担額合計額の管理を 行った場合については、所定単位数に代えて、1月につき150単位を算定する。

## ○厚生労働省告示策五百二十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項及び第七十一条第二項において 準用する同法第五十八条第三項第二号の規定に基づき、導害者自立支援法第七十条第二項及び第七十 一条第二頃において準用する同法第五十八条第三頃第二号の厚生労働大臣が定める額を次のように定

め、平成十八年十月一日から適用する。 平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法第七十条第二頃及び第七十一条第二頃において準用する同法第五十八条第三 頃第二号の厚生労働大臣が定める額

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第七十条第二項及び第七十一条第二項において 18世位 | 準用する同法第五十八条第三項第二号の厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、